

# アンケート

## 安心してかけられる精神医療のために

あなたの想いや実践をお聞かせください

私たちは電話相談や面会活動、そして療養環境サポーターとしての病棟訪問などを通じて、入院している精神障害者の人権を擁護する活動を続けてきました。

病院を訪問するときは、主に患者さんや病棟の看護師さんからお話をおきしてきましたが、PSWの方々と直接お話させていただく機会は多くありませんでした。しかし、多岐にわたるPSW業務の中に、精神障害者に対する差別、治療上の人権問題に対し関係機関を紹介するなどの調整援助などが含まれており、いつもご尽力いただいていることは承知しております。

この度、当センターが日本財団の助成を受けて「精神科病院の療養環境の向上と入院患者のエンパワメント支援研究事業」を実施することになりました。その一環としてPSWの皆さんに「入院中の精神障害者の人権に関する宣言」についてのアンケートをお願いしたいと思います。「権利宣言」に書かれていることが守られるために、みなさんがどのようなことに苦慮されているのか、どのような配慮や工夫をされているのかをお聞かせいただきたいという趣旨で作成しました。

アンケートの結果をまとめたものは、皆さんにお返しするとともに、今後の当センターの活動(国や自治体、関係機関への働きかけ等)に活かしていきたいと考えます。

ご多忙の折ではありますが、どうかご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### このアンケートについて

- お名前など個人情報をご記入いただかなくて結構です。
- ご回答は緑色のアンケート票に直接ご記入ください。
- ご回答いただいたアンケート票は次の要領でご返送をお願いします。
  - ア) 返送期限 **2010年7月30日(金)**までにご投函ください。
  - イ) 返送方法 緑色のアンケート票のみ(1枚)を同封の返送用封筒(切手は貼ってあります)にて、ご返送ください。
- このアンケートは大阪精神保健福祉士協会、大阪精神科病院協会に協力をお願いをし、ご承諾をいただいています。
- このアンケートは日本財団の助成事業「精神科病院の療養環境の向上と入院患者のエンパワメント支援研究事業」として行っています。

2000年、大阪府精神保健福祉審議会は大和川病院事件の反省をもとに下記の権利宣言を作成しました。これらの当たり前と思われるような権利が守られていないという実態があったからです。この権利宣言をもとに、アンケートを作成しました。ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

## 【入院中の精神障害者の権利に関する宣言】

入院中の精神障害者は、適切な医療を受け、安心して治療に専念することができるよう、次の権利を有しています。

これらの権利が、精神障害者本人及び医療従事職員、家族をはじめすべての人々に十分に理解され、それが保障されることこそ、精神障害者の人権を尊重した安心してかかる医療を実現していく上で、欠かせない重要なことであることをここに明らかにします。

- 1 常にどういうときでも、個人として、その人格を尊重される権利  
暴力や虐待、無視、放置など非人間的な対応を受けない権利
- 2 自分が受ける治療について、分かりやすい説明を理解できるまで受ける権利  
自分が受けている治療について知る権利
- 3 一人ひとりの状態に応じた適切な治療及び対応を受ける権利  
不適切な治療及び対応を拒む権利
- 4 退院して地域での生活に戻っていくことを見据えた治療計画が立てられ、それに基づく治療や福祉サービスを受ける権利
- 5 自分の治療計画を立てる過程に参加し、自分の意見を表明し、自己決定できるようにサポート(援助)を受ける権利  
また、自分の意見を述べやすいように周りの雰囲気、対応が保障される権利
- 6 公平で差別されない治療及び対応を受ける権利  
必要な補助者“通訳、点字等”をつけて説明を受ける権利
- 7 できる限り開放的な、明るい、清潔な、落ちつける環境で治療を受けることができる権利
- 8 自分の衣類等の私物を、自分の身の回りに安心して保管しておける権利
- 9 通信・面会を自由に行える権利
- 10 退院請求を行う権利及び治療・対応に対する不服申立てをする権利  
これらの権利を行使できるようサポート(援助)を受ける権利  
また、これらの請求や申し立てをしたことによって不利に扱われない権利

大阪府精神保健福祉審議会（2000年5月19日）